

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	52202101	
事務事業名	個人情報保護制度運営事務	
予算書の事業名	17.行政事務関係事業	
事業期間	開始年度	平成17年度
	終了年度	当年度
	当面係属	業務分類
		6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング
	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	01030100
部名等	企画総務部	
課名等	総務課	
係名等	行政行革係	
記入者氏名	池川 幸博	
電話番号	0765-23-1019	

政策体系上の位置付け	コード2	522021
政策の柱	第5章 《経営戦略プログラム》”市民と行政が一緒に考え、行動するまちづくり”	
政策名	第2節 情報化社会の構築	
施策名	2. 情報公開の推進と個人情報保護の徹底	
区分	個人情報の保護	
基本事業名	個人情報保護の徹底	

予算科目	コード3	001020101
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か)	単位	実績		計画				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
<p>(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)</p> <p>①実施機関が保有する個人情報 ②開示請求者</p>	対象指標	① 実施機関が保有する個人情報件数	件	340	340	340	340	340
		② 開示請求件数	件	1	1	3	3	3
		③						
<p>&lt;平成21年度の主な活動内容&gt;</p> <p>実施機関が保有する個人情報に関して、開示請求があった時点で文書の存否を確認し、開示の可否の判断を行ったうえで、開示事務手続き(もしくは非開示事務手続き)を実施した。</p> <p>*平成22年度の変更点</p> <p>例規に規定する開示請求以外の情報提供(例:刑事訴訟法による照会、弁護士法による照会等)について、現在は各部課が個別対応しており、総務課でもその内容は把握できていない。今後は、全庁的な対応方法を定め、不要な個人情報まで外部に提供されることのないよう、適切な運用を行う。</p>	活動指標	① 開示請求に対する決定件数	件	1	1	3	3	3
		②						
		③						
<p>(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)</p> <p>①-1. 適正に管理されている。 ①-2. 必要な範囲を超えて取得することがないよう徹底されている。 ②実施機関が保有する自らに関する行政文書の開示を求めることができる。</p>	成果指標	① 個人情報の保護について、どちらかといえば安心と感じている市民の割合	%	24.70	29.00	35.00	40.00	45.00
		② 請求に対して適切な対応ができていない割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		③ 不服申立件数	件	0	0	0	0	0
<p>&lt;施策の目指すすがた&gt;</p> <p>魚津市民のプライバシーが十分守られ、市政に対する信頼が確保されている。</p>		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
<p>◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか)</p> <p>高度情報通信化に伴い、個人情報の悪意による取得、情報漏えい等が社会問題となっている。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する機運が高まり、平成15年5月に個人情報の保護に関する法律が公布され、魚津市においては個人情報保護条例を制定した。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	0	0	26	26	26
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	0	0	26	26	26
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)</p> <p>全国各地で、自治体、企業等が保有する個人情報の流出事件が多く発生し、国民の個人情報に関する意識の高まりは益々強くなっている。また、この意識の高まりから、いわゆる『過剰反応』といった事例が多く報告されており、事務遂行に不可欠な最低限の個人情報の取得に苦慮したり、学校、自治会等における名簿作成に支障をきたすなど、本来の制度の主旨から逸脱した案件も見受けられる。</p>		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	2	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	80	60	80	80	80
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	336	252	336	336	336
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	336	252	362	362	362
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
<p>◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</p> <p>魚津市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき、区長あてに各行政区の世帯主名簿を提供することは認められている。平成20年度以降は、要望のあった行政区に対してのみ提供を行うこととしている。</p>	◆県内他市の実施状況	<input checked="" type="radio"/> 把握している	→	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)				
		<input type="radio"/> 把握していない		県内全ての自治体で、個人情報保護条例は制定済みである。				

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 個人情報の適正な取得と管理を行うことにより、市民の権利利益を保護することは、市政への信頼の確保に結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 魚津市個人情報保護条例 (平成16年魚津市条例第3号) ※個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第11条において、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置の実施についての努力義務が規定されている。	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 制度の内容を知らない市民の割合は依然として高く、成果向上の余地は多い。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 情報公開制度運営事務については、個人情報保護制度運営事務との関連性が高く、制度の周知や運用面において、共通する部分も多い。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費はほとんどかけていない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最低限の時間・人員で事務を行っている。事務量は、今後増加することはあっても、減少することはないと思われる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 行政文書の写しの提供は、規則に基づき実費相当額を徴収している。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 県内他市と同程度の負担を求めていく。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input checked="" type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり		
② 有効性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり		
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり		
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり		
(2) 今後の事務事業の方向性			
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	年度 <table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	制度の内容の周知に努める。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	上記に同じ。 成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

個人情報の収集・保管・利用について、職員への一層の注意喚起を図りながら、適正な制度運営に努め、市民のプライバシー保護に努めたい。	二次評価の要否 不要
--	---------------